

## 特許・実用新案の優先審査の申請に関する告示

|      |            |        |          |    |            |        |          |
|------|------------|--------|----------|----|------------|--------|----------|
| 制定   | 1991.11.30 | 特許庁告示第 | 91-04号   | 改正 | 2011.06.27 | 特許庁告示第 | 2011-11号 |
| 全文改正 | 1994.01.29 | 特許庁告示第 | 94-02号   | 改正 | 2011.09.26 | 特許庁告示第 | 2011-17号 |
| 全文改正 | 1999.06.29 | 特許庁告示第 | 99-05号   | 改正 | 2012.02.27 | 特許庁告示第 | 2012-1号  |
| 全文改正 | 2000.07.06 | 特許庁告示第 | 2000-03号 | 改正 | 2012.06.27 | 特許庁告示第 | 2012-9号  |
| 全文改正 | 2001.07.02 | 特許庁告示第 | 2001-05号 | 改正 | 2013.02.25 | 特許庁告示第 | 2013-6号  |
| 改正   | 2005.02.03 | 特許庁告示第 | 2005-03号 | 改正 | 2013.09.12 | 特許庁告示第 | 2013-22号 |
| 改正   | 2005.06.29 | 特許庁告示第 | 2005-15号 | 改正 | 2013.12.31 | 特許庁告示第 | 2013-30号 |
| 改正   | 2006.09.29 | 特許庁告示第 | 2006-13号 | 改正 | 2014.12.31 | 特許庁告示第 | 2014-34号 |
| 改正   | 2007.03.30 | 特許庁告示第 | 2007-4号  | 改正 | 2015.08.19 | 特許庁告示第 | 2015-15号 |
| 改正   | 2008.01.28 | 特許庁告示第 | 2008-2号  | 改正 | 2016.05.23 | 特許庁告示第 | 2016-11号 |
| 改正   | 2008.09.30 | 特許庁告示第 | 2008-21号 | 改正 | 2017.02.24 | 特許庁告示第 | 2017-5号  |
| 改正   | 2009.02.27 | 特許庁告示第 | 2009-2号  | 改正 | 2017.12.27 | 特許庁告示第 | 2017-33号 |
| 改正   | 2009.06.26 | 特許庁告示第 | 2009-11号 | 改正 | 2018.04.24 | 特許庁告示第 | 2018-5号  |
| 改正   | 2009.08.19 | 特許庁告示第 | 2009-15号 | 改正 | 2019.06.10 | 特許庁告示第 | 2019-8号  |
| 改正   | 2009.08.24 | 特許庁告示第 | 2009-19号 | 改正 | 2019.07.09 | 特許庁告示第 | 2019-9号  |
| 改正   | 2009.12.22 | 特許庁告示第 | 2009-42号 | 改正 | 2020.05.18 | 特許庁告示第 | 2020-12号 |
| 改正   | 2010.04.28 | 特許庁告示第 | 2010-9号  | 改正 | 2021.06.23 | 特許庁告示第 | 2021-14号 |

**第1条(目的)** この告示は、「特許法」第61条、「実用新案法」第15条、「特許法施行令」第9条ないし第10条および「実用新案法施行令」第5条ないし第6条等の規定による優先審査の申請に関する事項を定めることを目的とする。

**第2条(用語の定義)** この告示で使用する用語の定義は、次の通りである。

1. “出願”とは、特定出願および実用新案登録出願(’99.6.30.以前または’06.10.1.以降に出願された実用新案登録出願をいう)をいう。
2. “第三者”とは、出願をしなかった者で、該当発明(考案を含む。以下同じ)に関する実施許諾を得ていない者をいう。
3. 削除
4. ‘緑色技術’とは、「低炭素緑色成長基本法」第2条第3号による技術をいう。

**第3条(優先審査の申請人)** 出願があるときには、誰でも特許庁長にその出願に関して優先審査の申請をすることができる。ただし、第4条第2号二目の規定による出願に関しては、国家または当該地方自治団体(国・公立学校内に設置された技術移転・事業化専担組織を含む)のみが優先審査の申請を行うことができる。

**第4条(優先審査の申請対象)** 優先審査の申請対象は、審査請求がある出願であって、次の各号のいずれかに該当する出願に限定する。

1. 出願公開後、第三者が業として出願された発明を実施しているものと認められる出願
2. 優先審査の申請をしようとする者が出願された発明に関して直接先行技術を調査し、その結果を特許庁長に提出した場合であって、次の各目のいずれかに該当し、緊急処理が必要な出願
  - イ. 防衛産業分野の出願であって「防衛事業法」第 34 条、同法施行令第 39 条、同法施行規則第 27 条および同法施行規則第 28 条で規定している防衛産業物資またはその製造方法に関する出願
  - ロ. 緑色技術と直接関連した特許出願であって、次のいずれかに該当する特許出願
    - (1) 「低炭素緑色成長基本法」第 32 条および同法施行令第 19 条によって緑色技術認証を受けた特許出願
    - (2) 「低炭素緑色成長基本法」第 32 条および同法施行令第 19 条によって緑色専門企業として確認を受けた企業の特許出願
    - (3) 「低炭素緑色成長基本法」第 31 条によって国家または地方自治体の補助金支援を受けた出願人の特許出願
    - (4) 「低炭素緑色成長基本法」第 29 条および同法施行令第 16 条によって設立された緑色産業投資会社の投資を受けた出願人の特許出願
    - (5) 「低炭素緑色成長基本法」第 34 条および同法施行令第 22 条によって造成された緑色技術・緑色産業集積地および団地内に入居した出願人の特許出願
    - (6) その他国家政策と連携して金融支援または認証を受けた特許出願
  - ハ. 輸出促進に直接関連した出願
- ニ. 国家または地方自治団体の職務に関する出願(「高等教育法」による国・公立学校の職務に関する出願であって「技術の移転および事業化促進に関する法律」第 11 条第 1 項により国・公立学校内に設置された技術移転・事業化専担組織による出願を含む)
  - ホ. 次のいずれか一つに該当する企業の出願であって、出願された発明がその企業の業種と関連性があり、該当出願の最初の出願時に出願人の少なくとも 1 人がその企業に該当する出願
    - (1) 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 25 条によるベンチャー企業の確認を受けた企業
    - (2) 「中小企業技術革新促進法」第 15 条により技術革新型中小企業として選定された企業
    - (3) 「発明振興法」第 11 条の 2 により職務発明補償優秀企業として選定された企業(「中小企業基本法」第 2 条による中小企業または「産業発展法」第 10 条の 2 第 1 項による中堅企業に該当する場合に限定する)
    - (4) 「発明振興法」第 24 条の 2 により知識財産経営認証を受けた中小企業の出願
  - ヘ. 「国家研究開発革新法」第 2 条第 1 号による国家研究開発事業の結果物に関する出願として、次のいずれかに該当する研究開発課題の主管研究開発機関または共同研究開発機関が関係中央行政機関の長と締結した事業計画書に従い、研究開発を推進した結果に関して行なった出願
    - (1) 「中小企業基本法」第 2 条による中小企業または「中堅企業の成長促進および競争力強化に関する特別法」第 2 条による中堅企業が主管研究機関、協同研究機関または共同研究機関で遂行した研究開発課題
    - (2) 国家研究開発事業の事前調査および企画時、「国家研究開発革新法施行令」第 8 条第 1 項により、特許動向調査を実施した研究開発課題
    - (3) 特許庁の「政府 R&D 特許戦略支援事業」を通じて、特許戦略を樹立した研究開発課題
    - (4) 「防衛事業法」第 18 条により遂行される国防関連の研究開発課題
    - (5) 削除
    - (6) 削除
    - (7) 削除

(8) 削除

(9) 削除

#### ト. 削除

チ. 条約による優先権主張の基礎となる出願であって、当該出願を基礎とする優先権主張により外国特許庁で特許に関する手続が進行中である出願

リ. 出願人が出願された発明を業として実施中であつたり、実施準備中である出願。次のいずれかに該当する**場合にも**、出願人が出願された発明を業として実施中であつたり、実施準備中である出願とみなす。

(1) 「**素材・部品・装備産業の経済力強化のための特別措置法**」第 13 条の規定により、**特化先導企業として選定された企業の出願。ただし、出願された発明が特化先導企業の業種と関連性があり、最初の出願時の出願人のうち、少なくとも 1 人が特化先導企業の出願に限定する。**

(2) 国家または自治体が主催・主管した公募展や競進大会で選定された発明についての出願。ただし、国家または自治体から出願や事業化の支援を受けた出願に限定する。

(3) 「**中小企業創業支援法**」第 4 条、「**1人創造企業育成に関する法律**」第 11 条、第 12 条または第 15 条により政府から技術開発、事業化等に関連して 1 千万ウォン以上出捐・補助を受けるか、ベンチャーキャピタル、クラウドファンディング、エンゼル投資者、アクセレレーターから 5 千万ウォン以上の投資を受けた創業後 3 年以内の企業の出願。ただし、最初の出願時に**出願人のうち少なくとも 1 人が上記の企業である出願に限定する。**

(4) **革新試製品のデモ購入事業に申請する発明に関連する出願。ただし、最初の出願時の出願人のうち、少なくとも 1 人が革新試製品のデモ購入事業を申請する企業の出願に限定する。**

(5) **規制特例対象関連として、規制サンドボックスの申請をした出願。ただし、出願した発明が規制サンドボックスの申請した製品またはサービスと関連性があり、最初の出願時の出願人のうち、少なくとも 1 人が規制サンドボックスの申請をした申請人の出願に限定する。**

#### ヌ. 削除

#### ル. 削除

ヲ. 「**規制自由特区および地域特化発展特区に関する規制特例法**」第 55 条により規制特例が適用された特化事業と直接関連した特許出願

ワ. 「**先端医療複合団地の育成に関する特別法**」第 26 条により規制特例が適用される入居医療研究開発機関が提出した先端医療複合団地内の医療研究開発と関連した特許出願

カ. 公害防止または除去が主目的の出願であって、次のいずれかに該当する環境汚染防止施設またはその施設が目的としている環境汚染防止方法に関する出願

(1) 「**騒音・振動規制法**」第 2 条および同法施行規則第 3 条で規定している騒音振動防止施設、防音施設または防振施設

(2) 「**水質および水生生態系保全に関する法律**」第 2 条および同法施行規則第 7 条による水質汚染防止施設

(3) 「**大気環境保全法**」第 2 条および同法施行規則第 6 条で規定している大気汚染防止施設

(4) 「**廃棄物管理法**」第 2 条、同法施行令第 5 条で規定している廃棄物処理施設

(5) 「**家畜糞尿の管理および利用に関する法律**」第 2 条および同法施行規則第 3 条による資源化施設、浄化施設または公共処理施設

(6) 「**資源の節約と再活用促進に関する法律**」第 2 条および同法施行規則第 3 条で規定している再活用施設

(7)「下水道法」第2条による公共下水処理施設、糞尿処理施設、中水道または個人下水処理施設

ヨ. 次のいずれかに該当する者がした出願

(1) 65歳以上の高齢者

(2) 健康に重大な異常があり、優先審査を受けなくては特許または実用新案登録の可否決定まで特許または実用新案登録に関する手続を行うことができないと予想される者

タ. AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転車、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、知能型ロボット、スマートシティ、仮想拡張現実、革新新薬、新再生エネルギー、オーダーメイド型ヘルスケア、ドローン、次世代通信、知能型半導体、先端素材技術を活用した特許出願であり、特許庁が別表3で定める4次産業革命関連の新特許分類を付与した特許出願

チ. 法第198条の2により特許庁が「特許協力条約」による国際調査を遂行し、法第203条による書面が提出された国際特許出願

3. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査するよう合意した特許出願であって、別表2で定める申請要件を備えた、次の各目のいずれかに該当する特許出願(別表1で定める証憑書類を添付した場合に限定する)

イ. 特許庁長が特許庁ホームページに掲示する対象国家(以下“対象国家等”といい、政府間機構を含む)に出願した特許出願の出願日または優先日のうち早い日(以下“最優先日”という)と大韓民国特許出願の最優先日が同一の特許出願

ロ. 対象国家等で国際調査や国際予備審査が遂行された国際出願の国際出願日または優先日のうち早い日と大韓民国特許出願の最優先日が同一の特許出願

4. 優先審査の申請をしようとする者が出願された発明に関して、特許法第58条第2項により登録した先行技術調査専門機関(以下“専門機関”という)のうち特許庁長が公告した専門機関に先行技術調査を依頼した場合で、その調査結果を特許庁長に通知するよう該当専門機関に要請した出願(優先審査申請により該当専門機関が調査結果を特許庁長に提出する場合に限る。)

5. 優先審査の申請をしようとする者が出願した発明(考案)に関して、直接先行技術を調査し、その結果を特許庁長に提出した場合で、次の各目のいずれかに該当し、災難の予防・対応・復旧等に必要であると認められる出願

イ. 「感染症の予防および管理に関する法律」第2条第21号による医療・防疫物品と直接関連した出願

ロ. 「災難および安全管理基本法」第73条の4により認証を受けた災難安全製品と直接関係した出願

ハ. 災難による社会・経済的で緊急な状況に対応するため、特許庁長が優先審査申請の期間を定め公告した対象に該当する出願

**第5条(優先審査の申請手続)** ①優先審査の申請人は、次の各号の手続により優先審査の申請をしなければならない。

1. 優先審査の申請人は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の‘優先審査申請書’(以下“優先審査申請書”という)に次の各目の書類および物件(その根拠となる物件がある場合)を添付して、特許庁出願課または特許庁ソウル事務所出願登録課に提出しなければならない。

イ. 優先審査申請説明書 1通(別表1の優先審査の申請に関する証憑書類添付)

ロ. 代理人により手続を行う場合、その代理権を証明する書類 1通

2. 優先審査の申請人は、特許庁から優先審査の申請に対する受付番号(納付者番号)の付与を受け、「特許料等の徴収規則」別紙第1号の2書式により優先審査申請料を国庫収納銀行に納付しなければならない。

②第1項第1号による申請手続きを補完しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第7号書式の電子文書添付書類等物件提出書(提出区分欄のうち口書類を選択して表示)に書類(見本、物件)を添付して提出しなければならない。ただし、電子文書で提出が可能な場合には、別紙第1号書式の優先審査申請関連書類提出書に該当書類を添付して提出することができる。

**第6条(優先審査申請説明書の作成)** ①第4条第1号の規定による出願に対して優先審査の申請をする者は、優先審査申請説明書に出願された発明または考案を第三者が実施した状況を具体的に記載しなければならない。

②第4条第2号による出願に対し優先審査の申請をしようとする者は、別紙第5号書式の優先審査申請説明書に該当書式の記載要領による事項を具体的に書かなければならない。

③第4条第3号による特許出願に対して優先審査の申請をしようとする者は、別紙第2号または別紙第3号書式の優先審査申請説明書に該当書式の記載要領による事項を具体的に書かなければならない。

④第4条第4号による出願であることを理由に優先審査を申請する場合には、優先審査申請書に専門機関に先行技術の調査が依頼された出願であることを表示し、依頼機関および依頼日を書くことにより第5条第1項1号による優先審査申請説明書に代えることができる。

## 第7条 削除

**第8条(再検討期間)** 「訓令・例規等の発令および管理に関する規定」によりこの訓令に対して2020年7月1日基準で毎3年になる時点(毎3年目の6月30日までをいう)ごとにその妥当性を検討して改善等の措置をしなければならない。

## 付 則 <第2021-14号、2021.6.23>

第1条(施行日) この告示は2021年6月23日から施行する。

第2条(災難の予防・対応・復旧等に必要であると認められる場合に対する優先審査申請に関する適用例) 第4条第4号および第4条第5号の改正規定は、この告示施行以後、提出される優先審査申請から適用する。

第3条(優先審査の申請対象等に関する経過措置) この告示施行前に優先審査を申請した出願については従前の規定に従う。